

令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の損壊、倒壊等の被害の軽減を図り、もって災害に強く、安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、対象建築物の所有者が耐震改修設計及び耐震改修工事を行う場合において、当該耐震改修工事に要する費用について補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象建築物 市内に存する一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であるものをいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
  - ア 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
  - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて建築されたものであること。
  - ウ 地上階数が2以下のものであること。
  - エ 在来軸組構法又は枠組壁工法によって建築されたものであること。
  - オ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものであること。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、建築物の地震に対する安全性を精密診断法により評価することをいう。
- (3) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を数値で示したものであって、各階・各方向（X・Y）について、保有する耐力を必要耐力で除した値を算出し、そのうちの最も小さい数値をいう。
- (4) 耐震改修設計 耐震診断の結果に基づき、耐震改修に係る補強工事を行うための補強設計に関する図書を作成することをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき、基礎、土台、柱、筋交い、はり、壁等を補強し、又は改修する工事をいう。

- (6) 代理受領 第8条第1項又は第13条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者であって、第15条の規定による通知を受けたものが、この要綱による補助金の受領を工事の施工者に委任し、当該通知を受けた者に代わり当該補助金の支払を受けることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、対象建築物を所有し、かつ、対象建築物に居住している者のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市税（市民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）に未納がないこと。
- (2) 過去に市から木造住宅耐震改修補助金の交付を受けていないこと。
- (3) ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと並びに同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が耐震改修設計及び耐震改修工事を行う事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 耐震改修工事後における対象建築物の上部構造評点が1.0以上となること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けた者その他市長が認める者（以下「工事施工者」という。）が耐震改修工事を施工すること。
- (3) 工事施工者以外の者が工事監理（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理をいう。）を行うこと。
- (4) 耐震改修工事が令和9年1月末日までに完了すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象建築物の耐震改修工事に要する費用（工事監理費並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内とし、補助対象経費に要する費用に5分の4を乗じて得た額又は1,150,000円のいずれか低い額とする。ただし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、耐震改修設計の契約を締結する前に、令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 耐震診断結果報告書の写し

(3) 見積書（耐震改修設計費、耐震改修工事費及び工事監理費における内訳の明細の記載並びに工事施工者等の押印があるものに限る。）の写し

(4) 対象建築物の所有者であることを証する書類

(5) 建築確認通知書の写しその他の建築確認を受けたことが分かる書類

(6) 工程表

(7) 現況写真（2方向以上の外観写真に限る。）

(8) 設計者（耐震診断士（茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱第2条第1項の規定により茨城県知事が認定した茨城県木造住宅耐震診断士をいう。以下同じ。）又は建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士であって、一般財団法人日本建築防災協会が主催する国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習を修了したものをいう。）をいう。以下同じ。）の国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習修了証の写し（設計者が耐震診断士である場合を除く。）

(9) 代理受領に係る同意書（様式第2号）（代理受領を利用する場合に限る。）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和8年5月15日から同年10月30日までの間に行うものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときにあつては令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないことを決定したときにあつては令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定は、前条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(契約の締結及び耐震改修設計の着手)

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定の通知を受けた後に、耐震改修設計に関する契約を締結し、それに着手

するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者が、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、次条の規定による耐震改修設計完了の報告をする前に、令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付申請取下げ届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(耐震改修設計完了の報告)

第11条 補助事業者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修設計完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計に係る契約書の写し
- (2) 現況の各階平面図
- (3) 耐震改修設計に関する図書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、その結果を令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修設計完了確認結果通知書(様式第7号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(耐震改修工事の着手)

第12条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けた後に、耐震改修工事に着手するものとする。

(補助事業の計画変更)

第13条 補助事業者は、第11条の規定による耐震改修設計完了の報告時又は前条の規定による耐震改修工事の着手後において補助事業の内容を変更(補助金の額に異動が生じない軽微な変更を除く。)する場合には、令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金変更承認申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 見積書(耐震改修工事費及び工事監理費における内訳の明細の記載並びに工事施工者等の押印があるものに限り。)の写し
- (2) 補助事業の変更内容が分かる書類
- (3) 令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修設計完了確認結果通知書(耐震改修工事の着手後の場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、変更を承認することを決定したときにおいて令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改

修補助金交付変更承認決定通知書（様式第9号）により、変更を承認しないことを決定したときにあつては令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付変更不承認決定通知書（様式第10号）により、それぞれ当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は令和9年1月末日のいずれか早い日までに令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- （1） 耐震改修工事に係る契約書の写し
- （2） 内訳書（耐震改修工事の内容及び金額が記載されたものに限る。）の写し
- （3） 工事監理報告書（様式第12号）の写し
- （4） 耐震改修工事に係る図書及び工事写真
- （5） 耐震改修工事に係る領収書の写し（代理受領に係る同意書を提出している場合あつては、当該耐震改修工事に係る請求書の写し（補助金の額を差し引く前の請求額を確認することができるものに限る。）及び領収書の写し）
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があつた場合には、その内容を実地検査等により審査した上で、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第13号）により、その確定した額を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付請求書兼代理受領委任状（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （3） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、令和8年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金返還通知書(様式第16号)により、期限を定めてその返還を求めることができる。

(経理)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

2 市長は、前項の期間、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。